



住居確保給付金 のご案内

一定の要件を満たす方に対する
住まいの確保を目的とした給付金です。

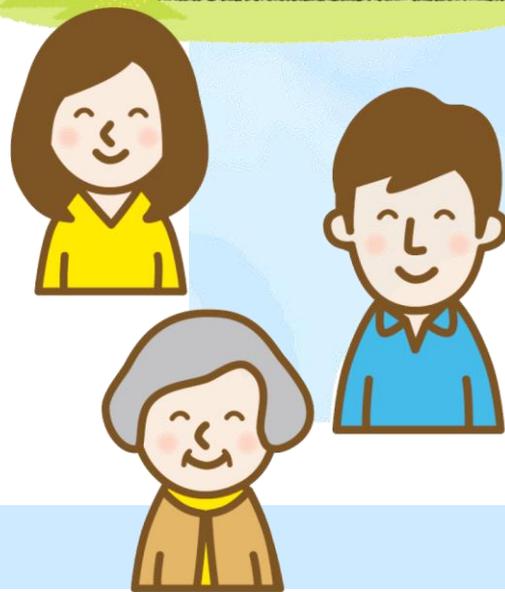
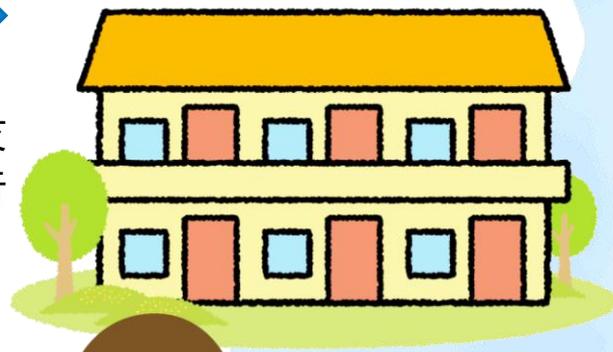
就職活動を支えるための 家賃の補助

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いにお悩みの方に、再就職に向けた活動※を行うことなどを要件として、家賃額を補助します。

※自営業の方は経営の改善に向けた活動のサポートになる場合があります。

家計の立て直しのための 転居費用の補助

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。



家賃の補助

対象となる方

お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、①または②に当てはまる方です。

- ①仕事を辞めてから／事業を廃止してから2年以内の方
- ②自分の責任や都合ではない理由で休業などになって、収入が減った方

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

○収入と資産が以下①と②に当てはまること。

①収入が、収入基準額より少ない

※熊本市の収入基準額

単身世帯 112,100円、2人世帯 160,000円

3人世帯 197,400円、4人世帯 234,400円

②資産(預貯金・手持ち金)の合計が、単身世帯で48.6万円以下、二人世帯で73.8万円以下、三人世帯94.2万円以下、それ以上複数世帯100万円以下であること(申請者と同一の世帯に属する者の金融資産等を含む)

○その他、求職活動を行う等の要件があります。

※詳しい要件は、ホームページをご確認頂き、生活自立支援センターにお問い合わせください。

支給額・支給期間

家賃相当額を支給します(上限があります)。支給期間は原則3か月です(最長9か月)。

原則として住宅の貸主等の口座に熊本市が直接振込みます。

転居費用の補助

対象となる方

収入が大きく減少し、お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方です。

対象者の例

○配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方

○病気で離職し働いて収入が増やせない方

※転居先の家賃が今より多少高くなっても、家計全体が改善すれば対象になる可能性があります(転居先の方が通院先に近くて交通費が安くなるなど)。

支給の要件

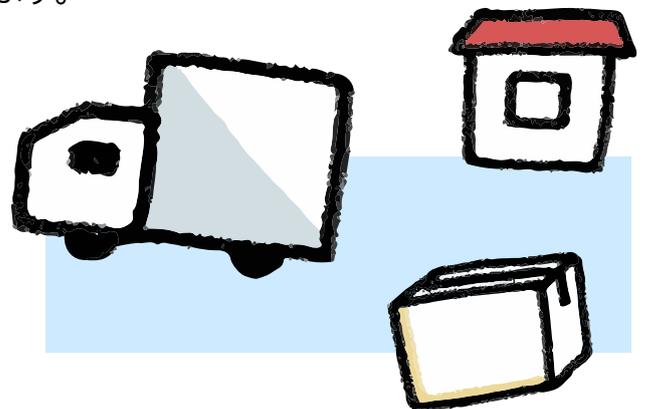
主に以下の要件を満たす必要があります。

○収入と資産の要件は左記の家賃の補助と同様。

○家計改善の支援において転居によって家計の支出の削減が見込まれること等が認められること。

支給額・支給対象

転居に要する費用を支給します。ただし上限や補助対象外(敷金・前家賃等)となる経費もあります。



お問い合わせ先

熊本市中央生活自立支援センター TEL:096-328-2795

熊本市東生活自立支援センター TEL:096-367-9233

熊本市南生活自立支援センター TEL:096-358-5571